

ルールを守ってごみ出しのマナーを身に付けよう

ルール

1 ごみ出しは朝8時までに

皆さんのごみを確実に収集するため、ごみは朝8時までにお願いします。収集の終わった後に出されたごみは回収されません。朝8時までに決められた場所に出してください。



ルール

2 適正な分別で

正しく分別がされていないごみ、収集日ではないごみ、指定された袋で出されていないごみは収集されません。収集できないごみは、理由を書いたシールを袋に貼って残しておきます。分別を確認し、**指定された日に指定された袋で指定された場所**に出し直してください。



危険 燃やせるごみと一緒に**バッテリー、ライター、ガスボンベ**などの発火性のあるものを出すと**火災**の原因となり、とても危険です。絶対にやめてください。

ルール

3 一度に3袋まで

ごみの収集車は、いっぱいになったごみをクリーンセンターで排出し、再び作業に戻ることを何度も繰り返します。普段と違う多量のごみが出されると、収集作業に時間がかかり、その後の収集に影響が出る場合があります。クリーンセンターの受付時間内にその日のごみを全て集める必要があります。一時的にたくさん出るごみ（除草や剪定枝など）は、複数日に分けて出したり、直接クリーンセンターに運び込むなど、一度に出すごみ袋は3袋までをお願いします。



ルール

4 カラス除けネットを正しくかぶせて

カラス除けネットは上からかぶせるだけでなく、ごみ袋の下に巻き込むようにして使いましょう。カラスや小動物は、わずかな隙間からでも生ごみをあさり、散らかします。

景観を損ね衛生的でなくなってしまうだけでなく、地域の清掃をする人や収集員の手間も増えます。ネットが破れていたり、古くなっている場合は、地区役員やアパートやマンションの管理会社を通じて**清掃センター**でお渡ししています。



住み続けたい きれいなまちを 次の世代に

～知ってください
燃やせるごみのこと～

守ってほしい ごみの出し方ルール

私たちの暮らしと切っても切り離せない「ごみ」。本市では、ごみを「燃やせるごみ」のほか、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」、「不燃ごみ」、「空き缶・金属類」などの種類に分けて収集しています。ルールを守らないと、景観の乱れや臭いなどで周りの人たちが困ってしまいます。住み続けたいまちを守っていくためにも、ごみの出し方のルールを守ることはとても大切です。

今回は、ごみの出し方を改めて知っていただくために、**燃やせるごみの出し方**のルールを紹介するとともに、収集員の一日や日々感じていることをお届けします。

問 ごみ減量推進課 (☎21・1705)

クリーン
カレンダー

▲こちらから
ご覧ください